

## 市民福祉委員会記録

1 日 時 令和3年11月30日(月)  
午後 1時 7分 開会  
午後 1時17分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員

委員長	大 條 雅 久	副委員長	越 智 克 範
委員	米 谷 和 之	委員	篠 原 茂
委員	黒 田 真 徳	委員	藤 田 誠 一
委員	藤 田 豊 治	委員	仙 波 憲 一

4 欠席委員

委員 片 平 恵 美

5 説明のため出席した者

副市長 原 一 之

・福祉部

部長 古 川 哲 久 総括次長(こども保育課長) 伊 藤 裕 敏

子育て支援課長 高 畑 孝 智

6 議会事務局職員出席者

事務局長 高 橋 利 光 議事課主任 村 上 佳 史

7 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

8 会議の概要

○ 開 会 午後 1時 7分

●大條委員長：〈開会挨拶〉

○原副市長：〈挨拶〉

### ◎福祉部関係

◇議案第79号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算(第9号)

○伊藤福祉部総括次長(こども保育課長)：〈説明〉

〈質 疑〉

●篠原委員：新居浜市では何世帯が対象になるのか。

○高畑子育て支援課長：新居浜市には18歳以下の該当者が17,791名おり、10,167世帯になる。

●藤田誠一委員：支給の目標時期はいつか。

○高畑子育て支援課長：児童手当が支給されている世帯及び16歳から18歳までの子供がいる世帯で、弟や妹がいることにより児童手当が支給されている世帯に対しては、12月23日を支給日として準備を進めている。そのほかの世帯については申請が必要となり、公務員の世帯、高校生だけの世帯が約2,200世帯あるが、その世帯にはできれば年内に申請の案内を行い、第1便の支給として1月末を考えている。

●仙波委員：約2,200世帯というのは960万円以下の方か。

○高畑子育て支援課長：2,207世帯は、960万円以上の方も含めたものである。

●仙波委員：その中で960万円以上はのけるということか。

○高畑子育て支援課長：それぞれから申請をしてもらうことになるが、税情報を確認するため、多少は支給されない世帯が出てくる可能性も考えられる。ニュース等で960万円という話が出ているが、960万円は年収の額であり、児童手当の制度で、4人世帯であれば年収から控除額が引かれた所得が736万円を超えてしまうと、今回の5万円の支給対象にはならない。例えば、年収が960万円だとしても、子供の人数などの世帯の人数や扶養の有無などにより、違ってくることになる。また、児童手当の特例給付を受けている方は所得を超えている方になるが、16歳から18歳までの子供がいる世帯で、その子供が中学生のときに特例給付の対象者であった方に関しては、今回の5万円の給付の対象にはならないと考えられる。

○古川福祉部長：補足するが、この制度が議論される間に、政府側の説明として、夫婦と子供2人の標準世帯を想定しての960万円という表現が報道されているため、960万円という金額が独り歩きしている状態である。実際の運用については、先ほど子育て支援課長が説明したように、児童手当の所得制限を基準として、児童手当の本則の金額が給付されている世帯が、今回の臨時特別給付金の支給世帯になるということで御理解をいただきたいと思う。そのため、先ほど子育て支援課長が説明したように、例えば児童2人と夫婦の場合は、目安として給与収入で960万円、所得で736万円となるが、子供1人の場合は、給与収入で875万6,000円、所得で660万円となり、基準は児童数などによって変わってくる。基準が960万円という理解は正確ではない。

< 討 論 >      な      し

< 採 決 >      全会一致 原案可決

○ 閉 会      午後 1時17分

# 市民福祉委員会付託案件表

令和3年11月30日

## ○福祉部関係

議案第79号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第9号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳出 全部 . . . . .	5・9